

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。） 25 条 2 項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和 5 年 6 月 8 日付け、同月 22 日付け、同年 7 月 6 日付け及び同月 19 日付けの各保護変更決定通知書（以下順に「本件処分 1 通知書」、「本件処分 2 通知書」、「本件処分 3 通知書」及び「本件処分 4 通知書」といい、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った各保護変更決定処分（以下順に「本件処分 1」、「本件処分 2」、「本件処分 3」及び「本件処分 4」いい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張し、それぞれの取消しを求めているものと解される。

家賃に係る自己負担分を返却していただき、かつ、請求を絶対にしないでほしい。生活費がない上に、自己負担分（住宅）があるため、生活ができない。なお、実際の家賃から本件各処分通知書に記載された住宅扶助を減じた自己負担分は次のとおりである。

本件処分 1 : 56,300 - 51,175 = 5,125 円

本件処分 2 : 56,300 - 48,343 = 7,957 円

本件処分 3 : 56,300 - 48,343 = 7,957 円

本件処分 4 : 56,300 - 49,809 = 6,491 円

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和６年 ６月１４日	諮問
令和６年 ７月２５日	審議（第９０回第１部会）
令和６年 ８月２９日	審議（第９１回第１部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(１) 保護の補足性・基準・種類

法４条１項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法８条１項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

そして、保護費の額の算定は、保護基準によって、法１１条１項各号に掲げられている保護の種類（生活扶助、住宅扶助、医療扶助等）ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(２) 保護の程度・種類の決定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第１０は、保護の程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第８によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとしている。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第１に衣食等の生活費に、第２に住宅費に、第３に教育費等の経費に充当させ、その不足する費用に

対応してこれを定めることとしている。

(3) 生活扶助

法 1 2 条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」の範囲内において行われるとしている。

(4) 住宅扶助

法 1 4 条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われるとしている。

法 1 4 条の「住居」とは、衣食住という場合の住に当たり、住について直接必要なものをいうが、金銭給付するものとしては家賃のみと解されている（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』社会福祉法人全国社会福祉協議会、昭和 5 0 年、2 5 3 頁参照）。

(5) 住宅に係る共益費の扶助費における位置付け

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として生活扶助（1 号）と住宅扶助（3 号）とをそれぞれ別に規定している。

そのうちの生活扶助に係る規定である法 3 1 条 3 項が、居宅において生活扶助を行う場合の保護金品の交付を世帯主又はこれに準ずる者若しくは被保護者個々に対して行うことについて定めるものであるところ、この保護金品支給が世帯主交付であるとの原則の特例として、法 3 7 条の 2 は、当該保護金品を、被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものについては、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができると定めている。

この規定を受けて法施行令 3 条が定めるところでは、保護の実施機関は、「当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する者」に「住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの」を支払うことができるとし、この「厚生労働省令で定めるもの」は、法施行規則 2 3 条の 2 により、「被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費」とされている。

以上のことから、法、政令及び省令の定めによって、共益費は、生活扶助の対象であって住宅扶助の範囲外であることが明確にされている。

(6) 医療扶助（移送費）

法 1 5 条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持するこ

とのできない者に対して行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲として「移送」（６号）等を規定している。

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和３６年９月３０日社発第７２７号厚生省社会局長通知）第３・９・(１)は、移送の給付方針として、移送の給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとし、同・(２)は、給付の範囲として、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合（同・イ）等を挙げる。

また、同・(３)・イは、被保護者から申請があった場合、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる経路及び利用する交通機関を適正に決定することとし、同・(４)・イは、費用の算定に当たっては、領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこととしている。

(7) 臨時的最低生活費（被服費）

次官通知第７・２は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要等）のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７・２・(５)は、被服費として、被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第７に定めるところによって判断した上、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないとし、その１つとして、常時失禁状態にある患者等が紙おむつ等を必要とする場合、月額２１，７００円以内を挙げている（局長通知第７・２・(５)・ア・(カ)）。

(8) 収入認定（総論）

次官通知第８・２は、収入の認定は月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額によるとしている。

(9) 収入認定（年金）

次官通知第 8・3・(2)・ア・(ア)は、年金については、その実際の受給額を認定することとしている。

局長通知第 8・1・(4)・アは、厚生年金保険法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしつつ、1 年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を 12 で除した額（1 円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えないとしている。また、同・イは、老齢年金等で、介護保険法 135 条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定することとしている。

(10) 申請による保護の変更

法 24 条 9 項により準用される同条 1 項は（以下、本項において、準用の記述を省略する。）、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条 2 項は、同条 1 項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条 4 項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

(11) 職権による保護の変更

法 25 条 2 項及び同項が準用する法 24 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(12) 各通知の位置付け

以上、法令等の定めに記述した各通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準である。

2 本件各処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件各処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 本件処分1（医療移送費5月分・おむつ代4月分の一時扶助）についての判断

本件処分1は、請求人からの医療移送費5月分及びおむつ代4月分の支給を求める申請を受けて、処分庁は、それらの必要性を認め、申請金額の全額を支給する旨を決定した処分である。

処分庁は、移送及びおむつの必要性に係る主治医による意見書を徴取し、移送については囑託医の意見を得た上で、それらの必要性を認めており、保護費の算定に当たっても違算はない。

よって、本件処分1は、適正に行われたものと認められる。

なお、請求人の不服の主眼は、本件処分1通知書に記載された住宅扶助であるものと解されるが、本件処分1の本質は、移送費及びおむつ代の一時扶助であり、住宅扶助の変更はなされていない。

(2) 本件処分2（収入認定額（年金）変更による6月分の保護変更）についての判断

本件処分2は、請求人の年金額が令和5年6月支給分から月額計76,941円となったことから、請求人の収入認定額を職権により変更する保護変更を行ったものである。

請求人の年金額計は76,941円であるところ、同額から介護保険料1,800円を控除した75,141円が請求人の収入認定額となる。

同収入認定額は、請求人の生活扶助71,900円のみでは充当しきれず、その未充当額3,241円は住宅扶助53,000円に充当されることになる。その結果、請求人への令和5年6月分の住宅扶助は49,759円となるが、同年7月分住宅扶助については、更に本件処分2による令和5年6月分保護費の過支給額1,416円があるため、同額も住宅扶助に充当されることになる。その結果、請求人に支給される同年7月分の住宅扶助は、収入充当後の同年7月分の住宅扶助は48,343円となる（同額が7月分の住宅扶助として本件処分2通知書に記載されている）。

よって、処分庁は、収入認定における介護保険料の控除（1・(9)）、収入充当の順番（同・(2)）及び住宅扶助の算定を含め保護変更を適切

に行っており、保護費の算定に当たっても違算はなく、本件処分2は、適正に行われたものと認められる。

(3) 本件処分3（医療移送費6月分・おむつ代5月分の一時扶助）についての判断

本件処分3は、請求人からの医療移送費6月分及びおむつ代5月分の支給を求める申請を受けて、処分庁は、それらの必要性を認め、申請金額の全額を支給する旨を決定した処分である。

処分庁は、移送及びおむつの必要性に係る主治医による意見書を徴取し、移送については嘱託医の意見を得た上で、それらの必要性を認めており、保護費の算定に当たっても違算はない。

よって、本件処分3は、適正に行われたものと認められる。

なお、本件処分1に同じく、本件処分3の本質は、移送費及びおむつ代の一時扶助であり、住宅扶助の変更はなされていない。

(4) 本件処分4（収入認定額（介護保険料控除額）変更による8月分の保護変更）についての判断

本件処分4は、請求人の介護保険料が令和5年8月分から月額1,850円へと変更となったことから、請求人の収入認定額を職権により変更する保護変更を行ったものである。

請求人の年金額計は76,941円であるところ、同額から変更があった介護保険料1,850円を控除した75,091円が請求人の収入認定額となる。

同収入認定額は、請求人の生活扶助は71,900円のみでは充たしきれず、その未充当額3,191円は住宅扶助53,000円に充当することとなる。その結果、収入充当後の令和5年8月分の住宅扶助は49,809円となる（同額が8月分の住宅扶助として本件処分4通知書に記載されている）。

よって、処分庁は、収入認定における介護保険料の変更（1・(9)）、収入充当の順番（同・(2)）及び住宅扶助の算定を含め保護変更を適切に行っており、保護費の算定に当たっても違算はない。

よって、本件処分4は、適正に行われたものと認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件各処分通知書に記載された住宅扶助の金額が実際の家賃を下回り自己負担分が生じていることを不服としているものと解される。

しかし、本件各処分のいずれにおいても、上記２のとおり、最低生活費認定上の住宅扶助を変更するものではなく、収入充実に伴って生じる保護費の変更であるところ、その算定には違算はなく、違法又は不当ということはできない（本件各処分通知書における住宅扶助の算定過程の詳細については別紙参照）。

なお、請求人の家賃については、処分庁の認定額５３，０００円と請求人の認識している額５６，３００円（第３）とで３，３００円の乖離があるが、処分庁に確認したところ、同額は共益費とのことである。

共益費は、住宅扶助としては支給されず、生活扶助の中から被保護者が支出すべきものであるから（１・（４）及び（５））、同額は、請求人自らが支給される保護費（生活扶助）の中で賄うべきものである。

よって、請求人の主張をもって、本件各処分を取り消すことはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙（略）